

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年2月16日沖縄県北部医療組合議会の議決を得た令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業予算の要領を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター等建設工事実施設計業務 381,190千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		112,963千円
第1項 医療収益		0
第2項 医療外収益		112,963
第3項 特別利益		0
	支	出
第1款 病院事業費用		112,963千円
第1項 医療費用		112,963
第2項 医療外費用		0
第3項 特別損失		0
第4項 予備費		0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	415,543千円
第1項 企 業 債	0
第2項 負 担 金	0
第3項 補 助 金	415,543
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	0
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	415,543千円
第1項 建 設 改 良 費	415,543
第2項 企 業 債 償 還 金	0
第3項 借 入 償 還 金	0
第4項 無 形 固 定 資 産 (一時借入金)	0

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 84,370千円